

令和4年度 京都市立朱雀中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1. 総則

(1)目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第133条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2)基本理念

① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。

② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2. いじめ対策委員会

[実施予定] 月1回（ただし、緊急の場合はこの限りではない）

[構成員] 校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任 スクールカウンセラー 養護教諭

[内容] • 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- 未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- 生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、本委員会で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う
- いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断せず、情報の共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[行動計画] • 毎週火曜日に生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を中心に報告会を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。

- 年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

3. 学校いじめの防止等プログラム

(1)学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

- 生徒が安心・安全に学校生活を送るために、全ての教職員は授業改善に努め「わかる授業づくり」を推進し、間違った答えを発言しても笑われたり、叱られたりしない雰囲気作りに取り組む。授業や行事の中で生徒自身が主体的に物事に取り組み、その中で互いのことを認め合い、心の繋がりを感じることができるように、全ての生徒が活躍できる場面を意識的に設定する。

- ・授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。
- ・学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を定める。
- ・いじめの防止等対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

- ・道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止等対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を計画的に行う。
- ・全ての生徒に確かな人権感覚を身につけるために自分を大切にし、人を大切にできる心を培う。また、あらゆる教育活動を通して、基礎学力の定着と社会で必要とされる力（「生きる力」）を身につけさせるとともに、自己の将来展望をもって、自らの進路を切り拓く力を育む。

- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす上で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会に生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会をとらえて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

- ・児童生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート　わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で

生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

- ・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・上記調査の結果においては、いじめ対策委員会で検証をおこない、すみやかにいじめの認知にあたる。また、生徒指導委員会でも、各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い、指導に生かすとともに問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。いじめとして対応すべきとされた事案に対して、その解決に必要な方策を多角的に勘案し実践する。
- ・学校運営協議会とも連携し、学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・基本的な考え方

初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。

- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・いじめが解決した後も、相当の期間（少なくとも3ヶ月間を目安）が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で解決かどうかの判断を行う。

（個人情報の取扱い）＊京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

- ・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応
- 『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未 然 防 止 の 取 組

予 防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

- ・インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
 - ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
 - ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
 - ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
 - ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
 - ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
 - ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

- ・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

・謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(4)教職員の資質能力向上の取組

- ・内容
 - ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

- 定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

- 実施時期
- 年度当初の校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。

4. 保護者・地域、関係機関との連携

- 保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- 機会をとらえいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

5. 重大事態への対処

- 基本的な考え方

【第1号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。

【第2号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

上記【第1号】【第2号】は、重大事態と捉え対応する。また、上記に相当しない場合でも、聞き取りや調査により、総合的に判断し、重大事態と捉える場合がある。

- 重大事態が発生したときの対応

- 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、変更の可能性があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生歓迎会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・家庭訪問週間

5	<p>◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」「学校評価項目の確認」「クラスマネジメントシートの実施に向けて」「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」</p>	【3年】修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問週間 ・公開授業週間 ・PTA総会 ・学校運営協議会
6	<p>◇いじめ対策委員会③ 「情報の共有と組織的対応」「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」「学校評価の実施に向けて」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・小中連携授業参観① 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保護者会 ・休日参観
7	<p>◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◇いじめ対策委員会④ 「学校評価の結果について① PDCAサイクル」「夏季校内研修会」に向けて ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え 		<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会 ・学校評価の実施
8	<p>◇いじめ対策委員会⑤ 「学校評価を受けて改善策を考える」「いじめ防止プログラムの見直し① PDCAサイクル」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」「学校評価に基づく改善策について」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」「不登校生徒への関わりについて」「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み学習会 ・学年集会 ・生徒会リーダー講習会 ・学年別体育競技会・学年別合唱発表会の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 	
9	◇いじめ対策委員会⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・学年別体育競技会・学年別合唱発表会の取組 		<ul style="list-style-type: none"> ・朱雀アスニー
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆支部授業研究会 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」← 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」「記名式アンケートの実施に向けて」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学年別体育競技会 ・学年別合唱発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施② <p>(3年進路相談)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保護者会

11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・小中連携授業参観 ② 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・学校運営協議会 ・朱雀アスニー ・公開授業週間
		<p>【1年】人権学習 【2年】人権学習 【3年】人権学習</p>		
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨ 「学校評価を受けて改善策を考える」「年間の取組の見直し①」「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会
		<p>【2年】人権学習 【3年】人権学習</p>		
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」「学校評価の実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・VGC 取り組み 		<ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会 ・朱雀アスニー
		<p>【2年】人権学習</p>		
2	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について③ PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめの防止等基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中交流会 ・小中連携の情報の集約について ・人権学習 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭地域教育講座 ・学校評価の実施 ・学校運営協議会 ・公開授業週間
		<p>【1年】人権学習</p>		
3	<p>◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価を受けて改善策を考える」「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度の学校いじめの防止等基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 	
		<p>【3年】 ・人権学習まとめ</p>		